

(件名)

湖西市男女共同参画推進条例附帯決議のポイントについて

(湖西市 市民協働課)

1 概要

平成 26 年 12 月議会において、男女共同参画推進条例制定において多くの議論と意見があり附帯決議をいただきましたことから、平成 29 年度において改正をしていくために審議会等において議論を進めていきます。

2 附帯決議の主な内容

①字句の見直しについて

第 3 条 (基本理念) 第 6 号において、「男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。」の「女性自ら」の下線部分について多くの議論があった。この部分は、“男女が互いの性別を尊重して、妊娠・出産などを理解しあって互いに心身の健康を維持しましょう”という内容であり、今以上に市民にわかりやすい言葉で表現することが重要である。

②条例の構成等について

- ・ 条例を条例と規則に分けて基本事項を厳選し、すっきりまとめて整理する。
- ・ 条文の順序等全体の構成を調整する。
- ・ 積極的格差改善措置の語句説明が不十分。

3 平成 29 年 2 月 23 日付 総務経済委員会中間報告書における提言内容

① 条例第 3 条第 6 項の表現の見直し

- ・ 条例第 3 条第 6 項では「女性自らの決定が尊重され」と規定されている。湖西市男女共同参画推進計画の基本理念が目指す「女性も男性も、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現」のためには、この条文の表現を見直すべきである。

② 条例全体にわたる条項の整理

全 4 章、35 条にわたっており、条例として複雑である。

本条例は理念条例であることから、簡潔にまとめられていることが望ましい。

(中略) また、管外所管事務調査において調査した越谷市 (29 条)、川口市 (18 条) では細部については施行規則や各要綱などで定められている。

このことから、条文の項目について整理・見直しを行い、細部について男女共同参画審議会に諮った上で規則等を定めるべきである。